

福岡県公報

平成19年7月18日
第2703号

目次

告示(第1360号 - 第1369号)

家畜伝染病の発生	(畜産課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
公共測量の終了	(土木管理課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
公 告			
屋外広告物講習会の開催	(公園街路課)	5
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6
港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催	(港湾課)	8
落札者等の公示	(総務事務センター)	8
教育委員会			
福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことが			
できる個人情報及び開示の方法の一部改正	(教育庁総務課)	9

公安委員会

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施

(警察本部生活安全総務課) 9

告 示

福岡県告示第1360号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生日月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	前原市大字三雲234	19・6・28

福岡県告示第1361号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字大藪2715 - 15から2715 - 18まで、2716 - 1から2716 - 16まで、2717 - 1、2717 - 4から2717 - 10まで、2720 - 1、2720 - 2、2720 - 9から2720 - 30まで、2721 - 3、2724 - 1、2724 - 3から2724 - 13まで、2726 - 1から2726 - 11まで、2727 - 1から2727 - 17まで、2728 - 2から2728 - 7まで、2729 - 2から2729 - 18まで、2730 - 1から2730 - 20まで、2731 - 4から2731 - 5まで、2733 - 1、2733 - 3から2733 - 26まで、字前田2398 - 10から2398 - 12まで、字毛後寺2709 - 54、及び字川原3376 - 50

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区下到津4丁目9番の2

東宝住宅株式会社 代表取締役 東 精男
北九州市八幡西区幸神4丁目7番6号
辰巳開発株式会社 代表取締役 今村 重記

福岡県告示第1362号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市門司区	平成19年3月30日

福岡県告示第1363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年7月前原都市計画下水道事業前原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

前原市

2 都市計画事業の種類及び名称

前原都市計画下水道事業前原公共下水道

3 事業施行期間

昭和5年2月14日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年福岡県告示第1367号の事業地のうち次の区域を加える。

前原市大字多久	字長田、字奈良尾の一部
前原市大字富	字長尾、字砥無田の一部
前原市大字東	字石町、字三ヶ口、字童子ヶ浦、字石川川原の一部
前原市大字志登	字尾北の一部
前原市大字板持	字古川の一部
前原市大字池田	字富園の一部
前原市大字波多江	字前河原、字沼、字スボリ、字四の坪の一部
前原市大字有田	字塞ノ本の一部
前原市大字曾根	字北の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1364号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年6月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 八女稲富ショッピングセンター
(2) 所在地 福岡県八女市稲富183番地

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
フジホーム株式会社	福岡県八女郡広川町大字新代1389番地の585

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社マルミヤストア	大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町1-38-1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年2月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,461㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
八女市稲富183番地	136

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
八女市稲富183番地	80

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
八女市稲富183番地	158.4

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
八女市稲富183番地	27.0

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルミヤストア	午前9時	午前0時
株式会社サンドラッグ		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 八女市稲富183番地

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1365号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年7月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 筑紫野ドリームモール西側敷地

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836-4 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置

変 更 前	変 更 後

筑紫野市大字原田836 - 4 外
(廃棄物保管施設 5 敷地中央)

筑紫野市大字原田836 - 4 外
(廃棄物保管施設 5 敷地中央)

福岡県告示第1366号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー小郡店
(2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
室外機、荷捌き作業、駐車場等の騒音に留意し、苦情が発生した場合には、誠実に対処すること。
- (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (7) その他

その他、近隣住民より環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。

福岡県告示第1367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	岡 垣 線 遠 賀	前	遠賀郡遠賀町別府3370番先から 同郡同町別府3266番3先まで	12.8 ～ 14.6	287.0
			後	同上	14.4 ～ 17.0	
飯 塚	県 道	口 の 原 線 稲 築	前	飯塚市佐与1271番1先から 同市佐与548番1先まで	8.8 ～ 18.6	350.4
			前	同上	11.6 ～ 28.9	
			後	同上	10.0 ～ 23.2	353.6
飯 塚	県 道	口 の 原 線 川 島	前	飯塚市口原341番1先から 同市鯉田765番4先まで	9.7 ～ 34.5	996.0

			後	同上	9.4 ~ 34.5	996.0
--	--	--	---	----	------------------	-------

福岡県告示第1368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年7月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中間宮田線	中間市大字垣生406番1先から 同市大字垣生837番14先まで
飯塚	口の原稲築線	飯塚市佐与1271番1先から 同市佐与548番1先まで
飯塚	口の原川島線	飯塚市口原341番1先から 同市鯉田765番4先まで

福岡県告示第1369号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年7月10日農林水産省告示第1039号（2に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法 変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場 所
平成19年8月29日	午前9時50分から 午後5時30分まで	福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 15階 講堂

2 講習の内容

- 屋外広告物に関する法令
- 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。ただし、平成19年8月29日現在で満15歳以上の者に限る。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙による。）を添えて、最寄りの県土木事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場

合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、平成19年8月8日（水曜日）から同月21日（火曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、平成19年8月21日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続その他の問い合わせは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092 - 643 - 3724）又は最寄りの県土木事務所に行くこと。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

化学防護服 20着

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年10月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告

示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平19年8月21日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	07	機械器具（防災機器）	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の契約実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2237

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年7月18日（水）から平成19年8月21日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年8月21日(火)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局の指定場所

(2) 日時

平成19年8月22日(水)午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保(小切手については、金融機関が振り出し又は支払保証したもの)を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

見積金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保(小切手については、金融機関が振り出し又は支払保証したもの)を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定に基づき、三池港の港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のように開催する。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 日時 平成19年8月7日 午後2時から午後4時まで
- 2 場所 大牟田市小浜町24番1
福岡県大牟田総合庁舎3階第三会議室
- 3 指定しようとする地域
点1から点15までの各点を順次に結んだ線と海面とに囲まれた陸域
基準点、基点及び点の表示（角度は方向角表示とする。）
基準点 熊本県荒尾市大字大島笹原910番地の2地先にある国土交通省国土地理院
2等3角点虚空蔵山（北緯33度00分04秒東経130度25分37秒）
基点 大牟田市四山町81番の1地先
基準点から280度01分10秒の方向に2,684.651メートルの地点
点1 基点から269度50分04秒の方向に196.410メートルの地点
点2 点1から162度38分45秒の方向に42.706メートルの地点
点3 点2から232度08分17秒の方向に72.474メートルの地点
点4 点3から207度17分41秒の方向に75.614メートルの地点
点5 点4から182度15分47秒の方向に101.171メートルの地点

- 点6 点5から156度54分21秒の方向に173.701メートルの地点
- 点7 点6から104度54分50秒の方向に26.853メートルの地点
- 点8 点7から157度03分40秒の方向に60.293メートルの地点
- 点9 点8から74度22分08秒の方向に1,135.125メートルの地点
- 点10 点9から74度52分54秒の方向に373.034メートルの地点
- 点11 点10から355度51分53秒の方向に62.141メートルの地点
- 点12 点11から51度05分16秒の方向に40.606メートルの地点
- 点13 点12から103度11分54秒の方向に51.304メートルの地点
- 点14 点13から161度14分24秒の方向に273.041メートルの地点
- 点15 点14から252度56分29秒の方向に34.819メートルの地点

4 利害関係者の申出の方法及び期限

前号に掲げる地域に関して利害関係に有する者で、公聴会に出席して意見を述べたいものは、平成19年7月31日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年齢を記載した書面により知事に申し出ること。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る契約事項の名称
住宅用火災警報器の購入に係る単価契約(1)(2)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成19年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
ヤマトプロテック株式会社福岡支店
- (2) 住所
福岡市博多区那珂5丁目7番12号
- 5 落札金額（1個当たりの単価、税抜き）
1,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成19年5月18日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第10号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年3月福岡県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日以後に合否又は結果を発表する試験又は選考から適用する。

平成19年7月18日

福岡県教育委員会

1の表中

福岡県立特殊教育諸学校高等部入学者選考	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日の翌日から1か月間	各県立特殊教育諸学校	〃
---------------------	------------------	-----------------	------------	---

を

福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	学力検査の教科別得点及び総合得点	合格発表の日の翌日から1か月間	各県立特別支援学校	〃
--------------------	------------------	-----------------	-----------	---

に

改める。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第222号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成19年7月18日

福岡県公安委員会

1 講習の区分、期日、時間及び受講定員

講習については、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施（平成19年5月、福岡県公安委員会告示第137号）について公示した講習において、一部定員割れが生じたことから再度募集するもの。

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

回数	講習期日	講習時間	定員(概ね)
第19回	平成19年10月1日(月)から同年10月3日(水)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(ただし、最終日の講習については午後4時35分までとし、その後、修了考査を実施する。)	6人
第20回	平成19年10月15日(月)から同年10月17日(水)までの間		5人
第21回	平成19年10月22日(月)から同年10月24日(水)までの間		19人
第22回	平成19年11月12日(月)から同年11月14日(水)までの間		23人

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

回数	講習期日	講習時間	定員(概ね)
第13回	平成19年11月2日(金)及び同年11月5日(月)	午前9時30分から午後5時30分まで(ただし、最終日の講習については	22人

第14回	平成19年11月19日(月)から同年11月20日(火)までの間	午後3時40分までとし、その後、修了考査を実施する。)	20人
------	---------------------------------	-----------------------------	-----

(3) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

回数	講習期日	講習時間	定員(概ね)
第6回	平成19年10月18日(木)から同年10月19日(金)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(ただし、最終日の講習については午後3時40分までとし、その後、修了考査を実施する。)	3人
第7回	平成19年10月31日(水)から同年11月1日(木)までの間	午後3時40分までとし、その後、修了考査を実施する。)	4人
第8回	平成19年11月8日(木)から同年11月9日(金)までの間		20人

(4) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

回数	講習期日	講習時間	定員(概ね)
第9回	平成19年11月6日(火)から同年11月7日(水)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(ただし、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後、修了考査を実施する。)	6人
第10回	平成19年11月15日(木)から同年11月16日(金)までの間	午後0時10分までとし、その後、修了考査を実施する。)	10人

2 講習場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

3 受講対象者(各講習共通)

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者で次のいずれかに該当する者。

- (1) 福岡県内の営業所における選任の指導教育責任者で当該選任された業務区分の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けていない者
- (2) 福岡県内に住居を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、これ

までいずれの区分の特例措置講習の修了証明書の交付を受けていない者

- (3) 福岡県内に住居を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、既に一部の業務区分の特例措置講習の修了証明書の交付を受けているが、更に他の業務区分の特例措置講習を受講しようとする者
- (4) 上記以外の者(県外者等を含む。)

4 受講申込手続等

(1) 受付期間等

受講申込みについては、下表のとおりとする。

なお、受付期間中であっても、受講申込者が一定の定員に達した時は、受付を締め切ることから、上記3の(3)、(4)に該当する者は、必ず前もって下記(2)の受講申込場所に架電し、受講申込み状況等を確認の上来庁すること。

対象者	申込日	申込時間
上記3の(1)、(2)に該当する者	平成19年9月11日(火)から同年9月12日(水)までの間	午前9時から 午後6時まで
上記3の(3)に該当する者	平成19年9月13日(木)	
上記3の(4)に該当する者	平成19年9月14日(金)	

(2) 受講申込場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター(連絡先 093-381-2627)

(3) 受講申込みに必要な書類

ア 上記3の(1)、(2)、(3)に該当する者

㍑ 受講申込書(警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(以下「講習規則」という。)別記様式第1号)1通
(6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。)

㍑ 旧資格者証の写し

㍑ 住居地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)又は営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書等)のいずれか

イ 上記3の(4)に該当する者

(ア) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
（6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。）

(イ) 旧資格者証の写し

(4) 受講申込方法等

受講申込みの際には、必要書類（前記(3)）及び手数料を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

5 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

23,000円

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

14,000円

(3) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

14,000円

(4) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

10,000円

受講手数料は受講申込み時に、福岡県領収証紙により納付すること。

なお、納付した手数料については申請の取り消し、又は受講しなかった場合においても返還しない。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本等を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く毎日午前9時00分から午後6時00分まで

ア 福岡県警察警備員教育センター（093 - 381 - 2627）

イ 福岡県警察本部生活安全総務課警備係（092 - 641 - 4141（内線3033））に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、申込み場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています